

令和4年度事業報告

I 事業の概要

令和4年度は、前年度に引き続き、次の2つの公益目的事業を実施した。

公1の食鳥検査事業では、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）第21条第1項の規定により鹿児島市長が指定した指定検査機関として、当該指定に係る処理場において、同法第15条の規定に基づき、家畜伝染病予防法や厚生労働省令で定める疾病等について食鳥検査を実施し、食用不適の食鳥肉を排除した。なお、鳥インフルエンザのスクリーニング検査は86例を実施し、全て陰性であった。また、処理場における食鳥処理の衛生管理の向上に寄与するために、検査員会議を定期的で開催するとともに、各種食鳥肉衛生関係の研修・研究発表会の資料等を用いた検査技術の研鑽及び平準化、情報共有に努め、検査員の資質向上を図った。

公2の犬の捕獲等受託事業では、鹿児島市と委託契約を締結し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例並びに鹿児島市動物愛護管理センター規則等に基づく業務を鹿児島市から受託し、犬の捕獲・抑留・返還、犬の登録申請の受付、鑑札・狂犬病予防注射済票の交付、犬猫の引取、負傷動物の収容、収容中の犬猫の飼養管理、返還・譲渡などの処分及び焼却、犬猫の適正飼養の指導啓発業務等を的確に遂行した。

本協会は、公益財団法人として、これらの事業を通じ、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生防止、狂犬病の発生予防、犬猫による人の生命、身体や財産への侵害防止及び動物愛護の普及推進など、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与した。

II 事業活動

1. 食鳥検査事業（公益目的事業1）⇒実績の詳細は附属明細書に記載

(1) 食鳥検査の実施

対象処理場	所在地	食鳥の種類	処理方法
(株) アクシーズ 川上工場	鹿児島市川上町3149-1	ブロイラー	中抜き
(有) 二幸食鳥 松元工場	鹿児島市福山町4番地	成 鶏	中抜き

(2) 研修会への参加

- ①県主催の獣医公衆衛生技術研修会(鹿児島市) (抄録の誌上発表)
- ②全国食鳥指定検査機関情報連絡会議(長崎市) 04/10/25
- ③九州地区食肉衛生検査所協議会研修会(福岡市) (抄録の誌上発表)
- ④厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会、衛生発表会(東京都) (招集省略)
- ⑤協会開催の検査員会議(動物愛護管理センター会議室) . . . 04/6/22、9/7、12/7、05/3/8

(3) 鹿児島市長に対する申請又は報告(食鳥検査法に基づくもの)

- ①役員の選任及び解任許可申請(任期満了に伴う新たな理事及び監事の選任)
- ②令和3年度事業報告及び収支決算報告
- ③令和5年度事業計画及び収支予算の認可申請

(4) 役員の会議等への出席

- ①全国食鳥指定検査機関協議会総会(東京都) 04/6/10
- ②全国食鳥指定検査機関情報連絡会議(長崎市) 04/10/25
- ③九州地区食肉衛生検査所協議会所長会(福岡市) (協議事項の回答集約)
- ④厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会、衛生発表会(東京都) (招集省略)

2. 犬の捕獲等受託事業（公益目的事業2）⇒実績の詳細は附属明細書に記載

(1) 犬の捕獲等業務

- ①犬の捕獲及び抑留
- ②犬及び猫の引取り
- ③負傷動物等の保護収容
- ④狂犬病予防集合注射の応援（4月～5月）
- ⑤飼養実態調査及び犬の登録・狂犬病予防注射の指導
- ⑥犬及び猫の適正飼養並びに管理に関する指導啓発
- (2) 鹿児島市動物愛護管理センター業務
 - ①捕獲抑留した犬、引取った犬及び猫、負傷した動物等の飼養管理
 - ②抑留犬の返還
 - ③抑留した犬、引取った犬及び猫等の譲渡適性の観察、散歩、トリミング等のケア
 - ④引取った犬及び猫の譲渡（譲渡前講習の実施）等
 - ⑤返還や譲渡されず収容中にへい死した犬猫等の処分焼却
 - ⑥犬の登録申請の受付及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付
 - ⑦施設設備の維持管理、犬房舎内外等の清掃、消毒及び衛生害虫駆除
 - ⑧市生活衛生課主催の犬のしつけ方等講習会及び動物愛護フェスティバルへの協力
 - ⑨動物慰霊碑周辺の環境整備（敷地内の樹木剪定、清掃等）及び動物慰霊祭の開催（縮小開催）
- (3) ミルクボランティア活動への協力
 - ①市ミルクボランティア活動支援事業実施要領に基づき、市生活衛生課が行う取組への協力
 - ②ミルクボランティア登録者への幼齢猫の譲渡、ミルク・哺乳瓶等の支援物品の提供等
- (4) 地域猫活動への支援等
 - ①猫の適正飼養及び管理ガイドラインに基づき、市が行う地域猫取組への支援
 - ②不妊去勢手術のための猫捕獲器、猫バリア器の貸し出し
- (5) 畜犬関係手数料等の収納事務（動物愛護管理センター内の事務に限る。）
 - ①犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及び抑留犬返還手数料の収納
 - ②飼犬及び飼猫の引取手数料の収納
- (6) 関係団体との連携
 - ①鹿児島大学共同獣医学部が実施する不妊去勢手術への対応（大学と市生活衛生課の協定）
 - ②鹿児島地区獣医師会が実施するボランティア診療への対応（地区獣と市生活衛生課の協定）
 - ③鹿児島大学学生サークル（アニプロ）が実施する活動への支援
- (7) 委託契約に基づく鹿児島市長への報告
 - ①令和3年度受託事業実績報告書の提出

Ⅲ 組織運営

1. 理事会及び評議員会の開催
 - (1) 令和4年度理事会（3回）・・・・・・・・・・04/5/17、11/21、05/2/15
 - (2) 令和4年度評議員会（2回）・・・・・・・・・・04/6/3、05/3/2
 - (3) 定期監査（法令・定款に基づくもの）・・・・・・・・・・04/5/9
2. 県知事に対する報告（公益法人認定法に基づくもの）
 - (1) 令和3年度事業報告に係る書類の提出・・・・・・・・・・04/6/24
 : 財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、組織運営
 及び事業活動の状況の概要等
 - (2) 役員等の変更届出書の提出
 （任満期に伴う新たな理事、監事及び評議員の選任）・・・・・・・・・・04/6/22
 - (3) 令和5年度事業計画書、収支予算書の提出・・・・・・・・・・05/3/18
3. 活動状況等の情報開示（当協会の情報公開規程等に基づくもの）
 - (1) 貸借対照表の公告（掲示）
 - (2) 資料等の開示（備え置き、協会ホームページの随時更新）
4. その他
 - (1) 登記、源泉徴収、社会・労働保険料、36協定関係事務等

【参考資料 犬の捕獲等受託事業の業務実績】

(1) 犬関係業務

收容頭数	譲渡頭数	返還頭数	処分頭数			指導・広報 件数	譲渡適正観察 (しつけ・散歩等)
			計	※内訳			
				(へい死)	(殺処分)		
72頭	16頭	47頭	4頭	(4頭)	(0頭)	304件	317頭

シャンプー・カット等	譲渡前講習回数	譲渡前講習受講者数
14頭	16回	24人

(2) 猫関係業務

收容匹数	譲渡匹数	※ミルクボラン ティア譲渡匹数 (再掲)	返還匹数	処分匹数			指導・広報件数
				計	※内訳		
					(へい死)	(殺処分)	
378匹	289匹	68匹	4匹	88匹	(88匹)	(0匹)	137件

※收容匹数には、負傷猫收容を含む。

猫バリア貸出器数	シャンプー・投薬補助等
123台	335匹

(3) 不妊去勢手術対応(鹿児島市と鹿児島大学共同獣医学部との連携実績)

犬	0頭
猫	15匹

(4) 診療ボランティアによる訪問診療対応(鹿児島市と鹿児島地区獣医師会との連携実績)

訪問診療回数	受診した犬数	受診した猫数
23回	4頭	22匹